

## 町長コラム

幸福に生きるには



鈴木 勝

町では、1月7日に「二十歳を祝う会」が開催されました。人生100年時代と言われていきますので、皆さんの年齢は、まだ5分の1です。今は考えられないかもしれませんが、皆さん自身夢をもって人生を歩む習慣を身につけていかないと、老齢期に有意義な生き方はできないと思います。夢や希望は、その時々で変化します。変化しても持ち続けることが大切なのです。

また、人生の幸福感は、どのような人(パートナー・友達)と巡り合うかに大きく影響されると聞きます。私の経験上、自分本位に生きている人をパートナーにすることは避けた方がよいと考えます。例えば、車からごみを外に投げ捨てる人がパートナーであったら、将来を共にできるパートナーではないと思います。誰かがごみを拾うと思っているのか、汚れている社会で生きることを平気と思っているのか。第三者を思いやることのできない人は、いわゆる自分本位な人です。あなたのことも大切にはしてくれないでしょう。一つの目安ですが、社会と他の人に思いやりのある人をパートナー・友達にしましょう。

## ネット広告「お試し」に注意！ それ解約できますか？

スマホ等で健康食品・美容液等のお得な「お試し」広告を見ますが、中には「定期購入で解約できず、次の商品が届き高額な代金を請求された」等のトラブルが発生しています。安易に広告を信用せず、注文前に解約条件を確認し、広告・最終確認画面はスクリーンショットをしましょう。

## 【事例】

スマホに表示された「健康食品お試し千円。縛りなし。いつでも解約OK！」の広告から1回の試しのつもりで注文した。すぐ販売サイトに解約を申し出たら「規約通り4回の受取が必要。初回で止めたいなら通常価格との差額1万円を払ってもらう。2回目からは1回2万円」と言われた。広告や最終確認画面では解約条件に気が付かなかった。

## 【消費生活センターからのアドバイス】

- ・広告はお得な情報を目立たせ、解約条件等は文字が小さく分かりづらい場合があります。必ず注文前に販売サイトの利用規約から解約条件を確認しましょう。
- ・解約するのに販売サイトの電話が繋がりにくい場合もあります。
- ・広告と最終確認画面はスクリーンショットをしましょう。トラブルが発生した際に販売サイトとの契約内容が確認できます。

トラブルや不安に思うことがあれば消費生活センターにご相談ください。

ひとりで悩まず すぐ相談！

消費者ホットライン

松伏町消費生活センター

188 局番なし 又は ☎984-7208

人権

それは 愛

## 「ともだち」

問合せ 教育文化振興課 ☎991-1873

企画財政課 ☎991-1815

一年生の掃除の時間に、Aさんとケンカをしました。Aさんが、掃除をさぼっていたから「さぼらないほうがいいよ。」と止めたのに、またさぼっていたので、何も言わないで見ていたら「何だよ。」と言われてしまいました。

「何で、Aさんそう言うの。」と私も言い返しました。そこへ、Bさんが来て「やめなよ。」と言って止めてくれました。すると、Aさんは、ほかの所へ行ってしまう。私は、友達だから注意したのに何だか悲しくなって、泣いてしまいました。

次の日、私は仲直りがしたくて「ごめんね。」と、小

さい声で、ちょっとがっかりした顔で言いました。そしたら「ごめんね。」と言ってくれました。

私は、嬉しくなりました。ちょうどそばにBさんもいて「よかったね。」と言ってくれました。

私は、仲のいい友達でも、間違ったことをしていたら、注意して嫌な気持ちになることがあっても教えてあげたいと思います。

それから、Bさんのように、ケンカをやめさせてくれたり、一緒に喜んでくれたりできるような友達とこれからも仲良くしていきたいです。

人権作文集～こころ～ より